法別表第二の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　略］
法別表第二の五の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
法別表第二の五の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
法別表第二の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］
法別表第二の五の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～九　略］
法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］
法別表第二の五の十三の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
法別表第二の五の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　略］
法別表第二の五の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　略］
法別表第二の五の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］
法別表第二の五の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　略］
法別表第二の五の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］
法別表第二の五の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　略］

法別表第二の五の六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　同上］
法別表第二の五の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
法別表第二の五の八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
法別表第二の五の九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
法別表第二の五の十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］
法別表第二の五の十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～九　同上］
法別表第二の五の十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　同上］
法別表第二の五の十三の項の総務省令で定める事務は、生活保護法第二十四条第十項の保護の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
法別表第二の五の十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　同上］
法別表第二の五の十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～五　同上］
法別表第二の五の十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　同上］
法別表第二の五の十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　同上］
法別表第二の五の十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
法別表第二の五の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～三　同上］

法別表第二の五の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二　［略］
三　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次条第三十二項第八号、第四条第三十四項第三号及び第五条第三十一項第八号において「昭和六十年改正法」という。）附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
四　［略］
法別表第二の五の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　略］
法別表第二の五の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］
法別表第二の五の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］
法別表第二の五の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
法別表第二の五の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十三　略］
法別表第二の五の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］
法別表第二の五の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］
法別表第二の五の二十八の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の

法別表第二の五の十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一・二　［同上］
三　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。次条第三十一項第八号、第四条第三十三項第三号及び第五条第三十項第八号において「昭和六十年改正法」という。）附則第九十七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第七条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三十五条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
四　［同上］
法別表第二の五の二十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～七　同上］
法別表第二の五の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
法別表第二の五の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
法別表第二の五の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
法別表第二の五の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
法別表第二の五の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十三　同上］
法別表第二の五の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　同上］
法別表第二の五の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　同上］
法別表第二の五の二十八の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の